

## 〈城ノ内中学校 生活の基本的なきまり〉

### 1 服装・身なり・持ち物をきちんとしよう。

(1) 制服 ※スラックスやスカート等については、入学時に保護者と相談の上、選択可とする。

◎〈冬服：4～5月、10月～3月（衣替え移行期間あり）〉

- ・ブレザー、ズボンもしくはスカート、ワイシャツ・ブラウス、ネクタイ・リボン
- ◇ 防寒着（コート、ウインドブレーカーなど）は、安全上問題のない長さのもの（色は単色を基調とした黒・紺・グレー・茶系統とする。）
- ◇ ベスト・セーター・カーディガンは、裾や袖が制服から出ないようにする。（色は単色を基調とした黒・紺・グレー・茶系統とする。）

◎〈夏服：6～10月（衣替え移行期間あり）〉

- ・ズボンもしくはスカート、ワイシャツ（ノーネクタイ）・ブラウス（ノーリボン）
- ◇ ワイシャツ・ブラウスの下には、シャツからはみ出さない下着等もしくは体操服を着用することが望ましい。

衣替えのスケジュール（R5年度～）

夏服移行期間	5月1日～5月第2週
夏服完全実施	5月第3週～5月31日
スーパークールビズ期間 (ジャージ・体操服・ハーフパンツ)	6月1日～スポーツフェスティバル 終了まで
冬服移行期間	10月1日～10月第2週
冬服完全実施	10月第3週～

- スカートの丈は、ひざ頭が隠れる程度とする。
- ベルトは、黒か紺か茶色で、装飾のないものとする。
- 半袖シャツ・ハーフパンツからアンダーウェア・タイツなどが外にはみ出さない。
- ソックスは白、黒、紺、グレー、茶（ワンポイント、ワンライン入りも可）の単色とする。

### (2) 体操服

- 学校指定のジャージ上下（自分の名前を入れる）、半袖、ハーフパンツ
- 体育時、清掃時、実技を伴う教科等の活動で体操服を着用する。ただし、前後の授業によって体操服から制服に着替えなくてもよい場合もある。（サンドイッチの法則）

### (3) 頭 髪（R6年度～） R6 生徒総会で制定（生徒みんなで決めた事項です）

私たちは小学校と中学校の9年間の義務教育の終えた後、進学したり、就職したりして、より広い社会で生活することになります。そのため、私たち中学生にとって、

T（＝時間） P（＝場所） O（＝場合）

をわきまえた髪型や服装等についてあらかじめ学ぶことはとても大切です。

そこで、城ノ内中学校では、頭髪に関して、「TPOを考え、周りに迷惑をかけない髪型とする。」ときまりを定め、卒業後も高い規範意識をもつことで、身だしなみを整え、場にふさわしい生活を送ることができるようになっていきたいと思います。

自分たちで改訂した「きまり」を大切に、意識して生活しましょう。

〈上記の他、日常的に気を付けること〉

- ・前髪は、目にかからない長さにすることが望ましい。（視力の低下を防ぐため）
- ・染色はしない。（事情がある場合には、担任の先生に相談する。）
- ・事故の予防や衛生管理の観点から、体育の運動や理科の実験、給食当番の配膳、清掃活動等、先生から指示がある際には、髪を結ぶようにする。（ヘアゴムの色は、黒・紺・茶）

#### (4) 靴・鞆

- 通学靴は、体育の授業で走れるものとする。靴ひもは購入時に着いているものを使用する。
  - ◇ 脱着の時間や安全性を考慮すると、ハイカットの靴は控えることが望ましい。
- 上履きは、指定の靴とする。（学年色のライン入り）
  - ◇ かかとに名前を記入する。
- 鞆は、教室のロッカーに入る大きさのものとする。

#### (5) 所持品、金銭

- 学校生活に必要なものを所持したり、持ち込んだりしない。
  - ◇ 携帯電話、スマートフォンの無断持ち込みや無断使用は行わない。  
※特別な事情により、保護者の申し出がある場合は担任と相談する。
  - ◇ 12月1日～3月末日は、ひざ掛けを授業中に使用してもよい。（R5年度～）
- 特別な集金以外の金銭を持ち込まないこと。

#### (6) 教科書等の持ち帰り

- 登下校の安全を優先して、教科書等は置いて帰ってもよい。ただし、宿題になっているものや自主学習で使うものなどは、必要に応じて持ち帰る。

## 2 自転車通学の決まり

- 基本的に学校から半径で2km以上離れた地域とする。
  - ◇ 地域の事情や体調等により保護者からの許可願が提出されれば許可をする。
  - ◇ 許可願を提出し、学校から発行されるステッカーを貼る。
  - ◇ 自転車通学区以外の生徒でも、休日の部活動等で登校する場合は、自転車使用を認める。ただし、必ず担当教師の許可を得るとともに、ヘルメットを着用する。